

省令案に対する意見募集（パブリックコメント）に寄せられた
御意見について
（平成26年12月17日から平成27年1月15日まで実施）

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案」について

○意見数 2件

○ご意見

- ・ 「育休復帰支援プラン」の要件や具体的にどんな支援をしたのかの基準がないので、自称「育休復帰支援プラン」の実施でよいことになり、いい加減な助成金のように思えるし、育休取得時助成金は育児休業後そのまま退職しても対象になるのであれば趣旨に合わない。育休取得時と職場復帰時の助成金を一本化し、単純に実績で、3か月以上育児休業を取得した後に職場復帰し6か月以上雇用された場合を対象とした方がよいのではないか。
- ・ 介護支援事業に関する、認知症・独居加算について現場の介護支援専門員としては、独居の方や認知症である独居の方に対しての手間は、そうでない方の2、3倍の労力がかかっています。ほとんどの方、週に一回以上の訪問が必要になっています。改訂にあたって、加算がなくなるのは現場の意見には沿わないと思います。